

## 実施要領 「Ⅱ 実施事項等」の「7 実施者（事業場の）実施事項」

### (1) 経営トップによる「安全衛生に関する宣言」

労働災害の防止は事業主の責務であり、この責務を全うするには、何よりも経営トップが労働者の安全と健康の確保を自らの問題として認識し、率先してこれに取り組むことが重要です。

安全衛生管理は、経営トップから各級の管理監督者に至るまで、それぞれの役割、責任、権限を明らかにした安全衛生管理体制を整備し、事業場が一体となり計画的に安全衛生管理のための活動に取り組む必要があります。

経営トップは、労働災害防止に向けた方針をトップ自らが表明し、それに基づいて労使が協力して行動できるよう、「自社においては労働災害を起こさない。」という強い意識を表明してください。

#### 経営トップによる「安全衛生に関する宣言」 例文

当社は、従業員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成に向け、不断の努力を重ねます。

- 1 労働安全衛生法等の関係法令を遵守します
- 2 安全・健康・快適に働ける職場環境を維持・向上させるため必要な資源を投資します
- 3 安全衛生に関する教育・訓練体制を確立し、全従業員の資質の向上を図る
- 4 安全衛生リスクアセスメントを実施し、危険・有害要因を排除・低減します

(他に「スローガン」を掲載等)

令和 年 月 日

△△〇〇株式会社

代表取締役 △△ □□

### (2) 「無災害運動」(災害防止活動)の実施

山形ゼロ災3か月運動期間に

- ・経営トップ等による職場巡視の実施
- ・安全大会又は安全衛生に関する研修会の開催
- ・各級管理者の役割の確認(安全管理体制の確認)の実施
- ・事業場内の「転倒危険個所マップ」を作成する等「危険の見える化」の実施
- ・日常の安全衛生管理活動実施状況の点検(安全衛生点検)の実施

(「日常の安全衛生管理活動」とは、各級管理者の安全パトロール・4S(5S)(整理、整頓、清掃、清潔)(しつけ)活動・KY(危険予知訓練)活動・ヒヤリハット報告活動・安全衛生改善提案活動・ツールボックスミーティング等です。)

※「点検表」は、業種別に「山形労働局ホームページ」に掲載します。

以上の災害防止活動に取り組んでください。(一つ以上実施ください。)